

第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)

議員名 川口 延良

年 月 日	R8.2.4, R8.2.5				
政務活動先	東京ビッグサイト				
政務活動の目的	奥大和の魅力発信				
相手方	第19回 LIFE×DESIGN (第101回東京インターナショナル・ギフトショー) @OKUYAMATO NARA				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	奈良県として2月4日から6日まで奈良県として「Breathing in 奥大和」をテーマに奈良県南部・東部の山間地域「奥大和」に根差し、自然・素材・歴史と真摯に向き合ってこられた8つの企業が出展されました。 清らかな空気と深い森に包まれた土地で生まれた感性と技術から生まれた奥大和のライフスタイル・コレクションを国内外のバイヤーに発信する機会となりました。 (別紙参照) (R8.2.4に視察を行い、R8.2.5に帰宅)				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京ビッグサイト	近鉄	田原本～京都	1000 円	103
		JR	京都～東京	13440 円	103
	自宅	JR	東京～京都	13770 円	86
		近鉄	京都～田原本	1000 円	103
	宿泊費	円	内訳:		
	会費	円	内訳:		
	合計	29210	円		
備考	添付資料: 出展概要, 写真				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



2025年2月出展の様子

「奥大和」とは — 地図にはない、木とともに生きる地

「奥大和（おくやまと）」は、奈良県南部および東部に広がる19市町村の総称で、深い森が息づく山岳地帯と澄みきった高原が連なる地域です。

古来より人々は山とともに生き、伐り出した木々や自然素材を活かしながら、生活必需品や伝統産業を育んできました。

@OKUYAMATO NARA

この地に根ざす独自の技法と創造性、そしてその根底に流れる美意識に共鳴し立ち上がった「@OKUYAMATO NARA」は、誕生から3年で12ブランドへと広がり、今回のギフト・ショーでは選りすぐりの8ブランドが集います。



展示テーマ：「Breathing in 奥大和」

本展示のテーマは「Breathing in 奥大和」。

清らかな空気の「息（いき）」が、創造の「活（いき）」へと転ずるように――

自然がもたらすインスピレーション、暮らしの中から立ち上げるイマジネーション、素材が語る質感と余韻。

奥大和の「呼吸」そのものを編み上げた、現代の暮らしに寄り添うライフスタイル提案です。

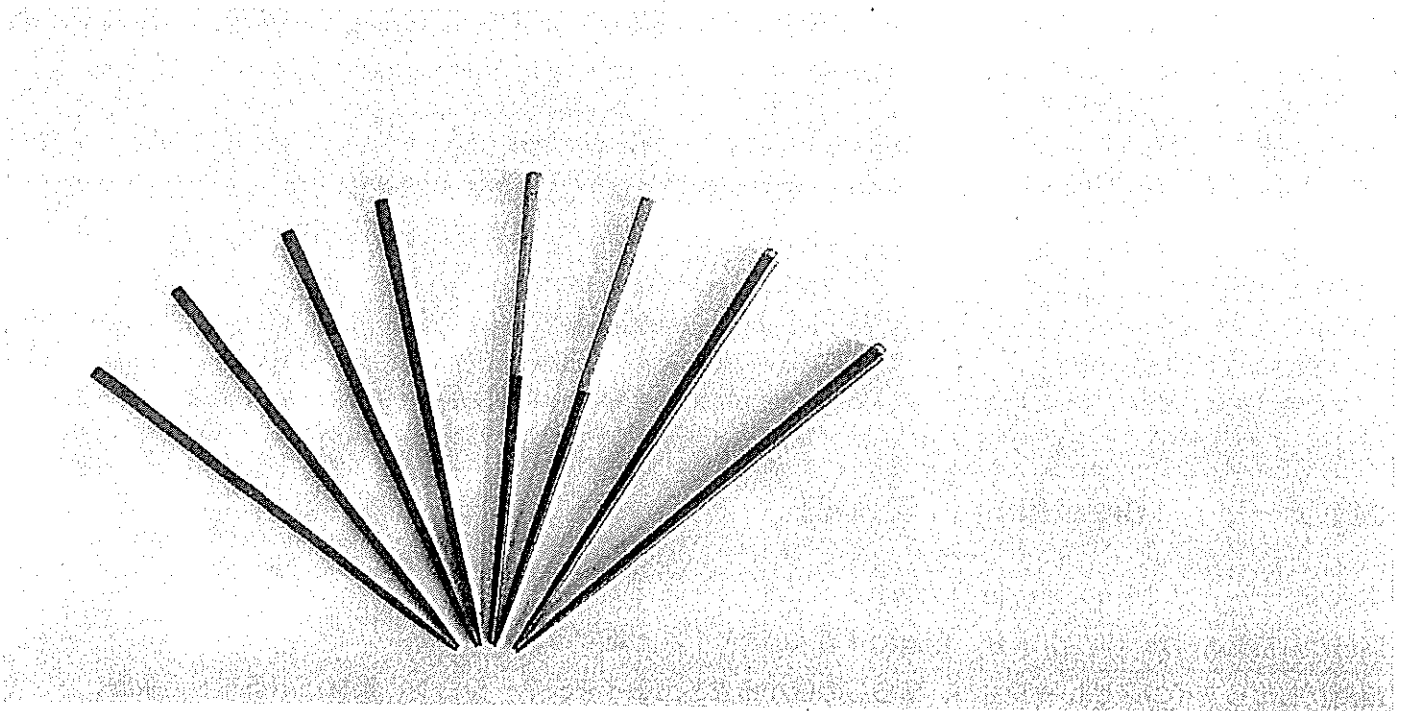
出展ブランド（8ブランド）

スガノ工房（株） | Sugano ORGANIC（肌着）



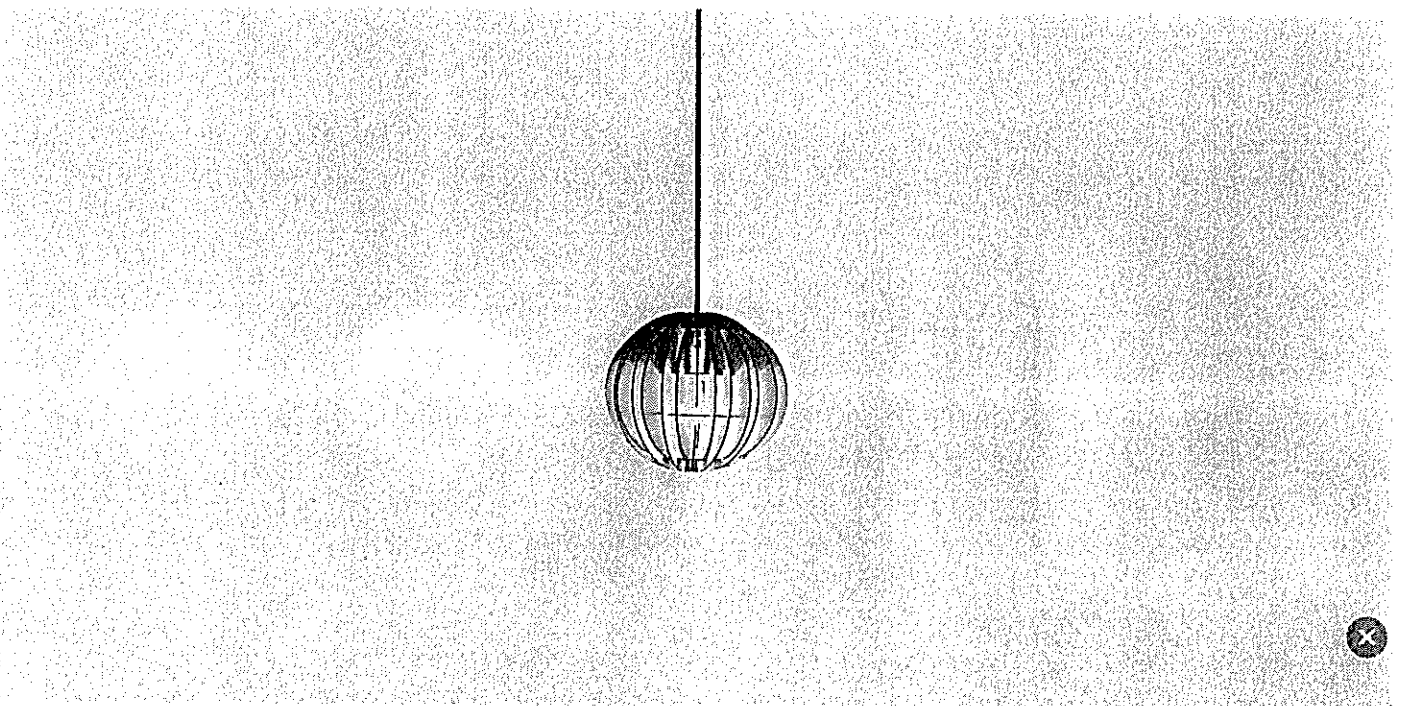
100%オーガニックコットンを使用し、
締め付けのない心地よさを追求した肌着を
一枚ずつ丁寧に仕立てています。

NUL works (漆)



「その一口の、向こうに」をテーマに、
漆の新しい表現を追求。
暮らしに静かな美しさをもたらします。

(株) 高木包装 (パッケージング)

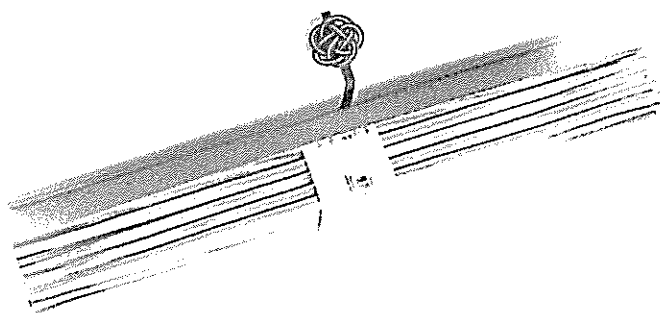


段ボールを「価値を生み出す舞台」へ。

新工場「TKG LAND」を拠点に、

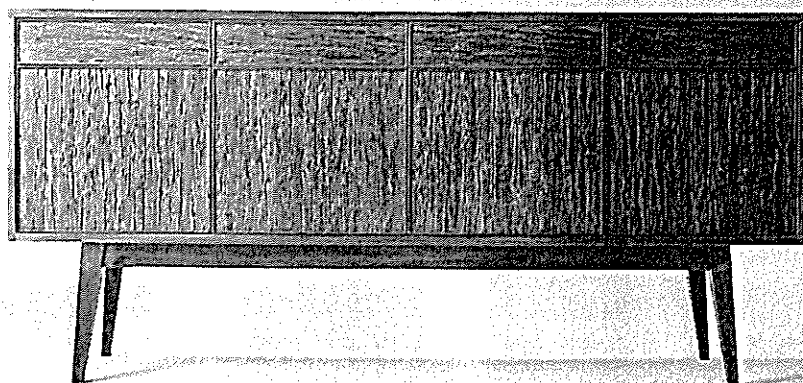
包む可能性を世界へ発信。

吉辰商店（割り箸）



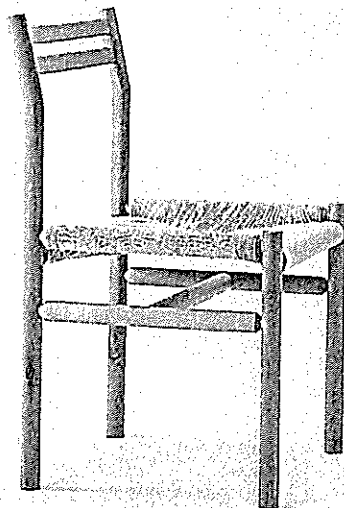
「木を使うことで森を守る」という信念のもと、
吉野杉の高級懐石箸を製造。

高野家具（杉皮家具・アート）



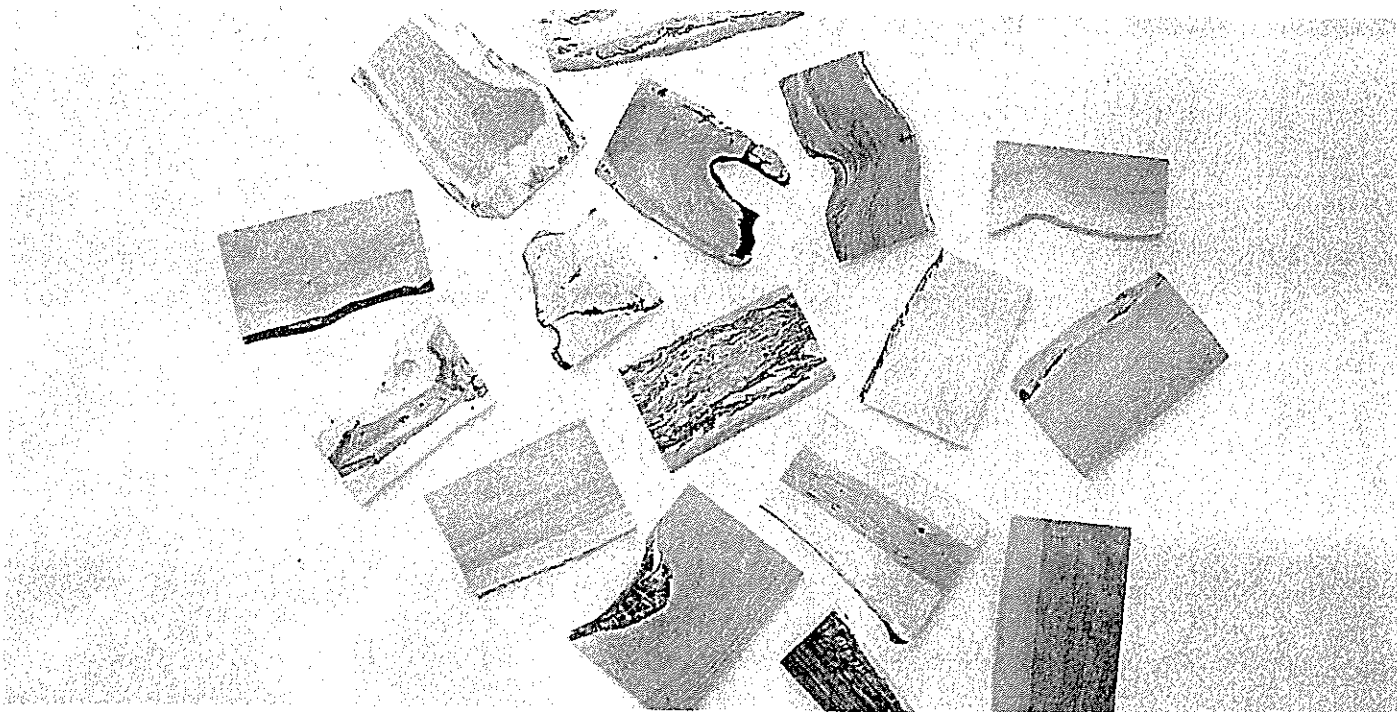
杉皮が持つ表情と生命力をそのまま形にした、
独創的な家具・作品を展開。

MURAO (家具・オブジェ)



無駄を削ぎ落とした美しさと、使い込むほどに
愛着が深まる佇まいを追求。

スカイウッド株式会社 | SKYWOOD (ライフスタイル雑貨)



木の個性を活かした日用品を通して、
森の循環と人の暮らしをつなぎます。





第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
		議員名 川口 延良		
年 月 日	令和7年4月～令和8年3月			
年会費名	奈良政策研究会 会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	勉強会に参加し議会での質問等に活かすため			
按分率の説明	按分率 66.6%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県政に求められる政策等についての勉強会 ◆本会の活動頻度 年4回の講演会への参加と県政課題に照らし合わせた視察等 ◆参加者の状況 地方議員や経済関係の関係者が参加 奈良県政の課題にあわせた勉強会も行われ、県政理解の機会となっていて今後の質問に活かしていきたい			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	8
	5月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	17
	6月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	24
	7月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	33
	8月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	42
	9月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	51
	10月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	59
	11月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	65
	12月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	74
	1月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	82
	2月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	93
	3月会費	5,520円	会費振込（振込手数料込）	99
	合計 62,640円×66.6%=41712円（振込手数料込）			
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇談会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

議員名 川口 延良

年 月 日	令和7年12月26日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2025 年度 年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強会のため			
按分率の説明	すべての政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 人権政策を中心とした政策研究、議員間の情報交換にかかる活動 ◆本会の活動頻度 数か月に一度勉強会を実施 ◆参加者の状況 奈良県議会議員、市町村議員 ◆効果 県議会の活動に役立てている			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	2025 年度年会費	71
	合計	30,000	円 （ すべて政務活動費 ）	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

政務活動記録簿（年会費負担）

議員名 川口 延良

年 月 日	令和8年3月31日			
年会費名	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和7年度会費			
相手方	森林・林業林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	すべて政務活動費			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 森林・林業林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆参加者の状況 林産業等の活性化を促進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	2202 円		102
	合計	2,202 円	(50,660÷23人=2,202 円)	
備考	添付資料：			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 数名
- (4) 監査 1名

2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。